

商船三井グループの皆さまへ

ゴルファー向け保険のご案内

団体総合生活補償保険

保険期間 2025年5月11日午後4時～2026年5月11日午後4時（1年間）

本パンフレットとあわせ、引受保険会社ホームページに掲載の「ゴルファー向け保険パンフレット別冊」を必ずご確認ください。
アクセス方法は、本パンフレット「ご注意事項」をご覧ください。



次に該当する場合には、必ず「加入申込票」をご提出ください。

- ・新規に加入する場合
- ・加入内容を変更する場合
- ・継続しない場合（解約）

団体割引15%適用!!

(※)前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

申込
締切日

2025年3月31日（月）

加入申込票が提出先に到着する日

加入申込票
提出先

商船三井興産株式会社 保険営業部

新規加入、加入内容変更（脱退含む）をご希望の方は、申込締切日までに必ず加入申込票をご提出ください。



保険料の払込方法

●保険料払込方法：

<役員・従業員の皆さま> 2025年7月の給与より控除させていただきます(一時払)

<退職者の皆さま> 2025年7月28日にご指定の口座から引落しさせていただきます。(一時払)



自動継続の取扱い

前年からお加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。

新規加入・ご加入内容の変更・継続停止の場合には、「加入申込票」のご提出が必要です。

お問い合わせは

代理店・扱者

商船三井興産株式会社 保険営業部

所在地：〒103-0023

東京都中央区日本橋本町3-3-6

TEL：0120-853-370

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社
船舶営業部第三課

所在地：〒101-8011

東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL：03-3259-3395

株式会社商船三井

ゴルファー向け保険の概要

1 ゴルファー賠償責任補償 海外も補償

ゴルフのプレー中に他人に損害を与えたとき

具体例

- ★ゴルフ場のティーイングエリアでまわりを確認しないで素振りしたら、パートナーに当たってケガをさせた。
- ★前の組のプレーヤーが近い距離にいたにもかかわらず、キャディの確認を待たずにボールを打ち、前の組のプレーヤーにボールが当たってケガをさせた。
- ★自宅の庭で練習中に過ぎて隣家のガラスを割った。

など



2 ゴルファー傷害補償 海外も補償

ゴルフ場やゴルフ練習場でゴルファーご自身がケガをされたとき

具体例

- ★ゴルフ場でプレー中に後ろのパーティーのボールが当たってケガをした。
- ★ゴルフプレー中、くぼみに足をとられ転倒しケガをした。

など



3 ゴルフ用品補償 海外も補償

ゴルフ場やゴルフ練習場でゴルフ用品を盗まれたり、ゴルフクラブが破損したとき

具体例

- ★ゴルフ練習場でゴルフバッグが盗難にあった。
- ★ゴルフ場でプレー中に誤ってクラブを折ってしまった。

など



4 ホールインワン・アルバトロス費用補償 国内のみ補償

ラウンド中にホールインワンまたはアルバトロスを達成したとき

■原則として、セルフプレー時に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、保険金をお支払いします。詳細は引受保険会社ホームページに掲載しているパンフレット別冊の「保険金をお支払いする場合」をご参照ください。

① 同伴競技者と同伴競技者以外の第三者がショットからカップインまでのボールの行方を連続して目視している場合

② ビデオ映像等の達成証明資料により、その達成を客観的に証明できる場合

■複数の保険（引受保険会社、他の保険会社を問いません。）にご加入いただいても、お支払額はそのうちの最も高い保険金額が限度となります。



(注) 上記 3、4 の補償は 2 ページの「保険金額と保険料」の表に保険金額の記載がある場合に限り、対象になります。

保険金額と保険料

保険金額の記載がある場合に限り、補償の対象になります。

保険金額	SAセット	Aセット	Bセット	Cセット
ゴルファー賠償責任保険金額	3億円	3億円	3億円	3億円
傷害死亡・後遺障害保険金額 ^(※1)	200万円	200万円	200万円	200万円
傷害入院保険金日額 ^(※2)	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
傷害通院保険金日額	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
ゴルフ用品保険金額	30万円	30万円	20万円	15万円
ホールインワン・アルバトロス費用保険金額	100万円	50万円	30万円	15万円
保険料（年払）	13,400円	8,050円	5,370円	3,510円

保険金額	Dセット
ゴルファー賠償責任保険金額	3億円
傷害死亡・後遺障害保険金額 ^(※1)	200万円
傷害入院保険金日額 ^(※2)	3,000円
傷害通院保険金日額	2,000円
ゴルフ用品保険金額	15万円
ホールインワン・アルバトロス費用保険金額	-
保険料（年払）	1,900円

※免責金額はありません。

(※1)後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。

(※2)入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は5倍の傷害手術保険金をお支払いします。

●前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。



ご注意事項（必ずお読みください）

重要事項のご説明、ご加入内容確認事項、その他ご注意事項

- このパンフレットは、保険の概要をご説明したものです。
ご加入に際して特にご確認いただきたい事項（「契約概要」）や、被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください。また、ご加入内容確認事項等は、引受保険会社ホームページに掲載しています。保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金の額、保険金をお支払いしない主な場合等の重要な事項が記載されておりますので、**必ずご参照いただいたうえで、PDFファイルをご自身の端末に保存いただくか、印刷し、保管いただきますようお願いいたします。**
- PDFファイルによるご提供を希望されない場合、あるいはPDFファイルの閲覧ができない場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

＜重要事項のご説明、ご加入内容確認事項等は、以下からアクセスください＞



保険契約者・お申込人となれる方、被保険者（補償の対象者）本人となれる方

- この保険は、株式会社商船三井が保険契約者となる団体契約です。
被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- お申込人となれる方は株式会社商船三井およびそのグループの役員・従業員・退職者に限ります。
- この制度で被保険者（補償の対象者）本人（*）となれる方の範囲は、株式会社商船三井およびそのグループの役員・従業員・退職者およびそのご家族（配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。）です。
（*）加入申込票の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

特約・保険金の種類

各プランにセットされている特約は以下のとおりです。ただし、「ゴルフ用品補償特約」「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)」は、本パンフレット2ページの「保険金額と保険料」の表に保険金額の記載がある場合に限って、セットされます。

特約名	保険金の種類
ゴルファー賠償責任保険特約	ゴルファー賠償責任保険金
ゴルファー傷害補償特約	傷害死亡保険金
	傷害後遺障害保険金
	傷害入院保険金
	傷害手術保険金
	傷害通院保険金
ゴルフ用品補償特約	ゴルフ用品保険金
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約(団体総合生活補償保険用)	ホールインワン・アルバトロス費用保険金
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約	—

